

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	3-4
処分の種類	特定施設の改善命令、一時停止命令(特定地下浸透水)			
根拠法令条例等・条項	水質汚濁防止法第13条の2第1項			
処分の概要	水質汚濁防止法第8条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれのある者に対して特定施設の改善を命じ又は一時停止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・水質汚濁防止法 第13条の2第1項 都道府県知事は、第12条の3に規定する者が、第8条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設(指定地域特定施設を除く。以下この条において同じ。)の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。</p> <p>・水質汚濁防止法施行規則 第6条の2 法第8条の環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。</p>			
基準の制定根拠	—			